



若者が陥りやすい消費者トラブルに注意！

【キャッチセールス】



芸能界に興味ある？
オーディション受けてみない？
アンケートに協力してください。

消費者庁イラスト集より

街頭で声をかけ、店や事務所に連れて行き、高額な商品売りつけたり、セミナーなどの勧誘をする手口。

【アドバイス】

- ・勧誘員の言葉に気軽に応じない。
- ・店や事務所などには絶対について行かない。
- ・しつこい勧誘は無視する。

【マルチ商法】



簡単にお金が儲かる
ネットワークビジネスがある
けど、興味ない？

消費者庁イラスト集より

「知人・友人を誘って販売組織に参加させれば収入が得られる」などと勧誘し、大量の商品やサービスの契約をさせる商法。会員を増やせず借金だけが残るなどのトラブルが多い。

【アドバイス】

- ・友人や先輩からの勧誘でもキッパリ断る。
- ・安易に借金すると多重債務に陥る可能性がある。

【架空請求】



未払料金があるので、
すぐ支払うように！
今日中に連絡するように！

消費者庁イラスト集より

実在する大手通販サイト業者等をかたり、ショートメールサービスを使って架空の未納料金を請求する手口。

【アドバイス】

- ・送信元に聞き覚えがあっても安易に信用せず、支払いや連絡をしない。
- ・一度支払うと次々と請求されるので、絶対にお金を振り込まない。

【在宅ワーク商法】



副業サイトで
必ず儲かります！

消費者庁イラスト集より

「誰でも稼げる」「すぐに元が取れる」という言葉を信じて契約させ、追加費用を請求したりする手口。

【アドバイス】

- ・「必ず儲かる」と言い切れるものはない。言葉巧みに勧められてもキッパリ断る。
- ・見知らぬ人からSNSで誘われることもあるので注意する。

「本当かな？大丈夫かな？信用できるかな？」と思ったら、すぐ相談を↓

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや) ⇒ もよりの消費生活相談窓口につながります

歯磨き中 のど突き事故に気をつけて！

子どもが歯磨き中に歯ブラシをくわえたまま転倒し、のどを突くなどの事故が起きています。特に1歳から3歳頃の子どもの多く、注意が必要です。

子どもを事故から守るために、次の点に注意しましょう！

- 歯磨き中は保護者がそばで見守る。
- 床など安定したところに座らせて歯磨きさせる。
- 歯ブラシを口に入れたり手に持ったまま歩かせない、遊ばせない。
- 「のど突き防止対策をした歯ブラシ」を使用する。



消費者庁イラスト集より

「のど突き防止対策をした歯ブラシ」については、下記ホームページをご覧ください。

[岩手県ホームページ](#) > [くらし・環境](#) > [消費生活](#) > [製品安全情報](#) > [試買テスト結果](#)

～シリーズ『消費者市民社会』のススメ⑦～

「消費者市民社会」を実現するための行動 その六 『エシカル消費』を考える。

「エシカル」とは、倫理的・道徳的という意味です。「人を傷つけていないか」「地球環境に負担をかけていないか」などを考え、物やサービスを買うことを「エシカル消費」と言います。

チョコレートの原料のカカオ豆は、先進国といわれる国から安い価格で買い求められています。ですから、発展途上国のカカオ農場で働く人は低賃金で働いています。一家の生活を支えるため、子供たちも働かなければならない状態であり、学校に行くこともできない子供たちも多くいます。

発展途上国と先進国の間の取引がフェアでないことから起こる問題です。フェアな取引（フェアトレード）をして作られたのがフェアトレード商品です。

「人を傷つけていない」という観点から、フェアトレード商品を買うことは「エシカル消費」といえます。



消費者庁イラスト集より



消費生活Q & A エステのモニター広告などに注意！

【相談事例】

雑誌広告の痩身モニター募集広告を見て予約し、店に行きました。モニターだけのつもりだったのですが、継続を強く勧められて15回コース20万円の契約をしてしまいました。その後も行きたびに新しいコースやクリームを勧められ、「クレジット契約にすると月々の支払いは大丈夫」と説得され契約してしまいました。勧誘されると思うとエステに行くのが嫌になりました。クリームは2本のうち1本は使っていますが、解約できますか？



消費者庁イラスト集より

アドバイス

- 無料体験やモニター募集などの広告につられて出向いたエステで、高額な契約を勧められることがあります。契約をせかされても安易に契約しないようにしましょう。
- サービス期間が1か月を超え、金額が5万円を超えるエステの契約は、特定商取引法の特定継続的役務提供に当たります。消費者は、契約書を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。
- クーリングオフ期間を過ぎた場合でも、一定の条件のもとで中途解約をすることができます。ただし、化粧品などの消耗品を使用してしまったときには、支払わないといけません。困ったときは、県民生活センターに相談してください。

消費者 110 番のお知らせ

多重債務、悪質商法、商品の欠陥など、弁護士・相談員が消費生活トラブルの解決のお手伝いをします！お気軽にご相談ください。

相談は無料です。（電話の場合は通話料金が発生します。）



消費者庁イラスト集より

■日 時：平成30年5月23日（水）
10時～17時

■会 場：岩手県立県民生活センター

■相談方法：

来所相談は上記会場へお越しください。

（最終受付は16時30分です。）

電話相談は時間内に019-654-8241

（※当日専用ダイヤル）へお電話ください。

出前講座のお知らせ

悪質商法などによる消費者被害の未然防止を図るため、町内会や自治会、高齢者の見守りを行う方などが企画する研修会などに講師を派遣しています。

お気軽に県民生活センターにご相談ください。



皆さまからのお申込み、
お待ちしております。

■申込期限：概ね実施希望日の1か月前まで

■申込人数：概ね15名以上

■その他：講師派遣は平日（9時～17時）

のみ。派遣費用無料

多重債務弁護士無料相談

岩手弁護士会と協力して、借金の問題を抱えている方のために弁護士による無料相談会を、県内8か所で開催しています。

- 会 場：県民生活センターほか県内7か所
- 時 間：10時～15時（1人約40分）

事前予約制

開催日や会場は、下記ホームページ内で確認又は下記の消費生活相談電話にお問い合わせください。

[岩手県公式ホームページ](#) > [くらし・環境](#) > [消費生活](#) > [各種相談](#) >

[県民生活センター](#) **多重債務弁護士無料相談のご案内**

消費生活相談 ☎019-624-2209

受付時間【平日】9:00～17:30

【土日】10:00～16:00

※年末年始・祝日休み

若年者の消費者トラブル解決

若者の消費生活の被害を防止・解決するため、専門的知識を有する弁護士から直接助言が受けられる、若者専用の相談電話（通称：まてのすけ）を設置しています。

お気軽にご相談ください。



いわて消費者トラブル防止
啓発キャラクター まてのすけ

- 電話番号：019-625-5250
- 受付日：原則毎月第1、第3木曜日
- 受付時間：12時～13時30分
- その他：**相談費用無料**
事前予約も受け付けております。
019-624-2209 へどうぞ。

交通事故相談

交通事故相談員が、無料で交通事故で生じた賠償問題などの相談に応じています。交通事故でお困りの方は、ひとりで悩まずご相談ください。

県民生活センターでの相談

来所による面接相談のほか、電話で相談できます。**予約は不要です。**

- 日 時：月曜～金曜（平日のみ）
9時～17時30分
※年末年始・土日祝日休み

弁護士相談

弁護士による相談も行っています。**事前予約制**

- 日 時：原則毎週水曜13時～15時
- 会 場：岩手弁護士会

巡回相談

交通事故相談員が県内12か所に出向いて相談をお受けします。

開催日や会場は、下記ホームページ内で確認又は下記の交通事故相談電話にお問い合わせください。

- 時 間：13時～15時
（開催日前日午前中までの事前予約制）

[岩手県公式ホームページ](#) > [くらし・環境](#) > [消費生活](#) > [各種相談](#) >

[県民生活センター](#) **交通事故相談のご案内**

交通事故相談 ☎019-624-2244

受付時間【平日】9:00～17:30

MAP



岩手県立県民生活センター

〒020-0021 盛岡市中央通 3-10-2

TEL：019-624-2586（事務専用）FAX：019-624-2790

E-Mail：cb0001@pref.iwate.jp